

観天 望気

原点に立ち返る

2013年に農地中間管理事業が法定化され、人・農地プランに位置付けられた農地は着実に担い手に集約されると考えられていた。しかし、その後の進捗は目標とはほど遠い結果となった。なぜか。担い手が規模拡大する場合、農地の形状、土壌特性、農地の用排水性などが問題となるからである。部屋を借りる場合に似ているが、収益の場となる農地の場合にはさらに面倒であり、地域の現状と将来を地域で確認し合い、どの担い手にどの農地の権利を移動させるか、そのために必要な基盤整備は何かを話し合い、合意形成する過程が不可欠となる。この過程を飛ばして目標の設定をしてもうまく運ぶ蓋然性は低い。

一方、農地整備事業は、農地集積・集約を飛躍的に実現してきた。その原動力は、事業採択から完工に至る過程にビルトインされた「合意形成の仕組み」である。採択時には、どの農地を誰に集積・集約するかを定める農地利用集積計画、どの農地で何を作付けするかを定める営農計画を策定し、集積計画に沿って一筆一筆の換地計画を定める。その都度、農家が寄り合って協議することは必定である。高度成長期の農地整備の目的は機械化の導入にあった。いまやICTやAIなどの活用により、スマート農業や高収益農業の展開を可能とする大区画化・汎用化の再整備が中心である。

話題を人・農地プランに戻そう。農業経営基盤強化促進法の改正により人・農地プランが法定化され、市町村が主役となってプランの実質化を図ることとなった。実質化の肝は「徹底した話し合い」である。担い手のニーズがあれば躊躇なく国費定額の事業などを活用して耕作条件の改善をおこなう。営農技術が不十分であれば行政やJAが支援する。プランが有効に機能するためには、徹底した話し合いの下、担い手のニーズに対応するための基盤整備による耕作条件の改善と関係機関の連携がポイントになる。今後の実質化の取り組みに大いに期待したい。



室本 隆司

全国土地改良事業団体連合会 専務理事

むろもと たかし

1959年大阪府生まれ。京都大学農学部農業工学科卒業。農林水産省農村振興局長、農林水産省顧問、農業土木会館顧問、一般社団法人地域環境資源センター総括技術監などを歴任。2020年4月より現職。農林水産省の国営造成施設の維持清掃活動や耕作放棄地解消支援活動に取り組むNPO法人「美しい田園21」会長。

写真提供：日本農民新聞社